

意見招請実施要領

件名：2024-2025 年度定期刊行物・研修教材の国内・
海外向け配送及び
その他の書類・荷物の海外向け配送業務（単価契約）

（調達管理番号：23a00842）

2023 年 12 月 22 日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

独立行政法人国際協力機構では「2024-2025 年度定期刊行物・研修教材の国内・海外向け配送及びその他の書類・荷物の海外向け配送業務（単価契約）」について、最低価格落札方式（電子入札システム利用¹）により受注先を選定する予定です。

つきましては、現在検討を行っている業務仕様書（案）等を公表し、同案に対する意見を募集することとしましたので、下記要領により業務仕様書（案）等に対するご意見をお寄せください。

1. 意見書の提出先

独立行政法人国際協力機構 調達・派遣業務部契約第三課
電子メールアドレス：e_sanka@jica.go.jp

2. 意見書の提出期限

2024 年 1 月 16 日（火）正午（必着）

3. 意見書の提出方法

「意見書」²に記入のうえ、上記 2. の提出期限までに、上記 1. の電子メールアドレス宛に、電子データ（Excel 形式）でのご提出をお願いいたします。
メール件名：【意見提出】（調達管理番号）_（法人名）_業務仕様書案

4. ご意見への回答

提出期限までに提出いただいたご意見及び回答については、2024 年 1 月 22 日（月）16 時以降に、以下のサイト上に掲示します。

なお、意見がなかった場合には、掲載を省略します。

国際協力機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp>）

→ 「調達情報」

→ 「公告・公示情報」

→ 「物品の調達・役務の提供等 公告・公示（2023 年度）」

（<https://www.jica.go.jp/about/chotatsu/buppin/koji2023.html>）

¹ 電子入札システムの利用方法については、当機構ホームページの「電子入札システム ポータルサイト」をご覧ください。 <https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

² 「意見書」の様式については、当機構ホームページ <https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/proposal.html> に掲載された様式のうち、「質問書」（Excel 形式）を適宜修正して作成願います。

5. その他関連情報

<p>(1) 業務仕様書（案）等の配付方法 該当なし。</p>
<p>(2) 業務内容説明会の開催 該当なし。</p>
<p>(3) 参考見積書の作成・提出にかかる協力依頼 ご意見をお寄せいただくにあたり、あわせて参考見積書の作成・提出にご協力願います。 なお、参考見積書のご提出は任意とし、意見書のみのご提出も受け付けます。</p> <p>1) 提出先：上記1. に記載の電子メールアドレス</p> <p>2) 提出期限：2024年1月25日（木）正午（必着）</p> <p>3) 提出方法：上記2) の提出期限までに、上記1) の提出先へ、電子データ（PDF等）でご提出ください。 (ア) 当機構メールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可のため、他の形式でお送りください。 (イ) 見積書には、会社名、住所、担当者名、電話番号（在宅であれば携帯電話）をご記入ください。社印の押印は省略可とします。 (ウ) 見積書のファイル名、及びメールの件名は、「【参考見積書】（調達管理番号）_（法人名）」としてください。 (エ) 質問があれば、意見書にて提出ください。質問への回答は、上記4. のとおり公開します。</p> <p>4) その他： (ア) 参考見積書の作成方法について 参考見積書の作成にあたっては、様式は任意としますが、別紙3に掲載の参考様式を用いて積算してください。</p> <p>(イ) 参考見積取得等支援業務の外部委託について 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。 同2者から企業の皆様へ、直接、参考見積のご提出等について依頼差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。 本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。 (https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase_kokunai_230125.pdf)</p>

以 上

別紙 1 : 業務仕様書 (案)

別紙 2 : 経費の積算にかかる留意点 (案) (積算様式 (案) 含む)

別紙 3 : 契約書 (案)

第 2 業務仕様書（案）

この業務仕様書（案）は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「2024-2025 年度定期刊行物・研修教材の国内・海外向け配送及びその他の書類・荷物の海外向け配送業務（単価契約）」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書（案）に基づき本件業務を実施します。

1. 業務の背景

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、JICA が有する本部（二番町センタービル、市ヶ谷ビル、竹橋ビル）、国内拠点及び在外事務所等（支所・出張所・フィールドオフィスを含む。以下同じ。）に加え、国内外の事業関係者に対し、定期刊行物、研修教材、その他の書類・荷物を配送している。

2. 業務の目的

本業務は、JICA 本部（二番町センタービル）から発送を行う①定期刊行物・研修教材の封入及び国内・海外向け配送業務、②その他の書類・荷物の海外向け配送業務を行うものである。

なお、本業務仕様書において、「発送」とは送付物を発出する行為を指し、「配送」とは発送から指定の場所までの配達完了を指す。

3. 履行期間

2024 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで（24 ヶ月）

4. 業務の内容（業務範囲の概略は添付 1 参照）

- (1) 定期刊行物・研修教材の封入及び国内・海外向け配送業務
 - (2) JICA の定期刊行物・研修教材（詳細は添付 2 参照）について、封入あるいは梱包、宛先ラベル作成・貼り付けを行う。封入に必要な封筒や梱包資材は受注者が用意する。なお、JICA の国内拠点・在外拠点の所在は、[JICAウェブサイト](#)参照。
 - (3) 定期刊行物の国内発送は、1 部の場合には封筒を使用しないエコメールにより発送し、2 部の場合は封筒での郵送、3 部以上の場合は宅配便を使用する。
 - (4) 定期刊行物・研修教材は、別の受託業者により、受注者が指定する首都圏の納入場所に搬入される（納入場所を変更する際は時間的余裕を持って連絡すること）。納入後、3 営業日迄を目途に国内外の指定先に速やかに発送する。
- (2) 書類の海外向け定期配送業務
- ① 在外事務所宛ての書類（定期配送は書類に限定し、荷物は随時発送を行う）を JICA 郵便発送センター（二番町センタービル 2 階）で集荷し、指定の在外事務所まで配送する。
 - ② 集荷は、JICA の指定する曜日・時間帯に行う。在外事務所宛ての場合は原則週 2

回、それ以外の宛先の場合は週 1 回とする。

(3) 書類・荷物の海外向け不定期配送業務 (JICA 在外事務所・支所等を含む)

- ① 上記の定期配送以外の海外向け書類・荷物について、定期配送集荷の他、JICA からの連絡を受け、JICA 郵便発送センター又は JICA の指定場所 (都内) で集荷し、配送する。なお、送付先情報の封筒や伝票への記入は、JICA の発送依頼部署が行う。
- ② 書類以外の荷物は、書籍、CD、DVD、ステッカー類等を想定しているが、荷物の配送範囲は総務部総務課と協議する。破損の恐れがあるものについては、発送前に総務部総務課又は JICA 内の発送依頼部署とともに内容を確認し、梱包方法を相談の上、発送を行う。

(4) その他

- ① 発送した定期刊行物・研修教材、その他の書類・荷物について、総務部総務課又は JICA 内の発送依頼部署の求めに応じて配送状況を追跡・確認する。万一、発送した書類・荷物・定期刊行物等の未着や紛失等の問題が発生した際は、総務部総務課及び JICA 郵便発送センター (二番町センタービル 2 階) に連絡・相談の上、配送業者と問題解決にあたる (補償交渉を含む)。
- ② 宛先不明等で返送されてきた書類・荷物については、発送依頼元に連絡の上、返却するか、再送の手配を行う。
- ③ その他、追加的に発生した業務 (例: 発送時の挨拶状・お礼状の挟み込み等) については、追加業務 1 件当たり、入札時に定めた封筒梱包の単価を適用し、JICA に別途請求する。
- ④ 本業務に係る作業に必要なスペースは受注者が確保する。

5. 業務実施上の留意事項

(1) 配送方法

配送方法は、発送から指定の場所まで迅速かつ確実に配達完了できる方法のうち、トラックが可能な最も経済的な方法を利用する (原則、国内・海外ともに普通郵便以下の料金を確保すること)。海外向けは、海外航空クーリエ便 (国際郵便含む) とし、船便での送付は認めない。また、各国の通関事情等により一部の国宛てについては配送業者 (郵便を含む) が限定される場合があるため、指定の場所まで迅速かつ確実に配達完了できる方法 (業者) を確認すること。ただし、受注者が選んだ配送業者では迅速かつ確実に配送できない場合は、総務部総務課からの指示に基づき、配送業者を変更すること。

(2) 海外配送に要する期間

海外配送に要する期間は、JICA 郵便発送センター又は JICA の指定場所での書類・荷物引取りから、海外の指定場所への配送まで原則 7 日間以内とする。各国の通関事情等により 8 日以上要することが予想される場合には、発送前に総務部総務課に事情を説明し、承認を得る。

(3) 秘密の保持

受注者は本業務の実施過程で知り得た情報を、本契約の目的外に使用又は第三者に開示もしくは漏らしてはならない。また、そのために受注者の業務従事者に対し必要な措置を講じなければならない。

(4) 発送・配送における送付物の損傷、紛失およびその他問題発生時の対応

- ① 本契約に定める業務に係るトラブルについては、各種法律で責任が問われない事例を除き、受注者が第一義的に責任を負う。トラブルが発生した際は遅滞なく総務部総務課に報告する。特に、発送後3週間が経過しても当該荷物が未着の事態が発生した場合、速やかに JICA 郵便配送センター及び総務部総務課に報告し、対応を協議すること。
- ② 各種定期刊行物の封入から発送時までの間および配送中に生じた送付物の損傷、紛失については、①により免責される事例を除き、受注者が損害分を補償する。

(5) JICA 在外事務所の位置づけ等

- ① 海外発送の宛先のうち、JICA 在外事務所に関しては、新設、転居又は閉鎖等により変更が生じる場合がある。

6. 成果物・業務提出物等

受注者は、支払請求時に以下(1)、(2)の報告書を作成し、請求書と併せて JICA に提出する。請求書及び報告書の作成にあたっては、受注者にて内容を十分に確認し、実績件数・金額の集計や記載に不備がないよう留意する。

(1) 取扱件数報告書(各月)

- ① 定期刊行物・研修教材の封入及び国内・海外向け配送業務：配送した定期刊行物・研修教材毎に配送方法(国内であれば郵便、宅配便、メール便等の別、海外であれば郵便、航空クーリエ便等の別)及び送付先を一覧表にまとめたもの。
- ② その他の書類・荷物の海外向け配送業務：配送物毎に配送手段(郵便、航空クーリエ便等の別)及び送付先を一覧表にまとめたもの。

(2) 経費精算報告書(各月)

- ① 請求金額の内訳を示したものを添付する。また、契約単価で定められたもの以外、たとえば、本業務に関連して受注者が宅配業者等、第三者への支払を行ったもの(宛先不明による再送費用等)については、その領収書を添付する。領収書の原本は受注者が10年間保管すること。

7. 経費支払方法(成果物との関係)

前月末までの配送分を翌月15日までに JICA に請求する。ただし、9月、3月分については、当該月の下旬(具体的な日程は別途 JICA から連絡)までに JICA に請求する。

(1) 定期刊行物・研修教材の封入及び国内・海外向け配送業務

- ① 発送作業費(封入、宛先ラベル作成・貼り付け、梱包に要した経費)、資材費(封

筒、梱包資材)、発送費(送料)は、契約で定めた単価に基づき JICA に請求する。
また、受注者が配送に要したその他経費(宅配便等使用の場合の送り状記入料、必要に応じた郵便局への送付経費等)があれば同時に JICA に請求する。

- ② 国内作業及び国内配送業務については、単価表に基づき算出した金額に消費税を加算した金額を JICA に請求する。
- ③ EMS(国際スピード郵便)は、配送に係る伝票とともに実績金額(ただし、日本郵便株式会社が定める基準額を上限)を JICA に請求する。

(2) 書類・荷物の海外向け配送業務

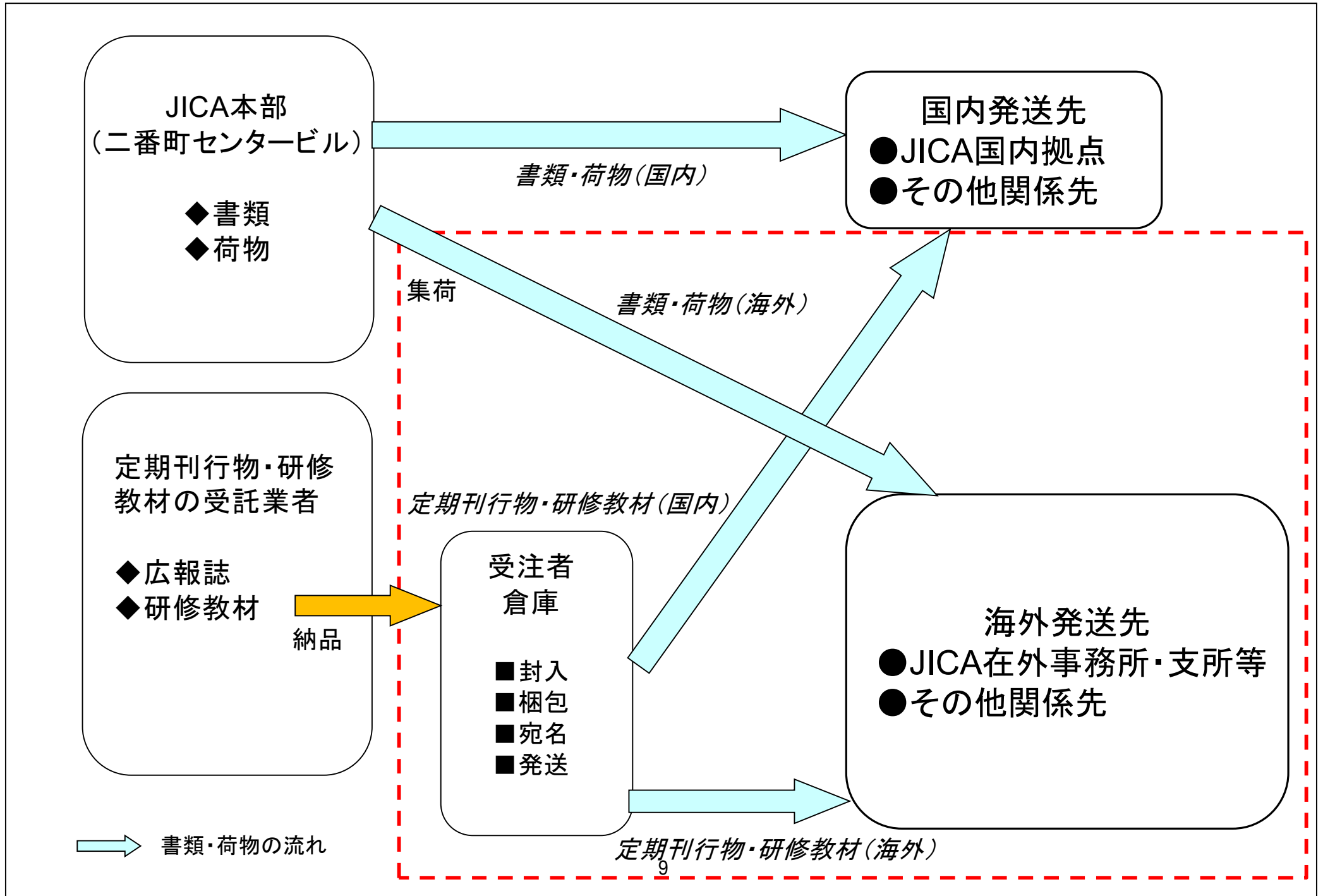
- ① 契約で定めた単価に基づき、JICA に請求する。なお、発送を証するため、請求書には送付先の一覧表等を添付するとともに、発送に係る配送伝票を受注者にて 3 年間保管し、JICA からの請求に応じて提出する。
- ② EMS は、配送に係る伝票とともに実績金額(ただし、日本郵便株式会社が定める基準額を上限)を JICA に請求する。
- ③ 契約に定めのないもの(重量や容積取りが規定を超えるものや壊れやすいもの)があった場合、経済的な発送方法を受注者が相見積等で判断し、実費が市場価格以下である証明書類を付した上で、各月の請求に合わせて JICA に請求する。
- ④ 配送する荷物の内容に疑義が生じた場合、受注者は発送前に総務部総務課に連絡し、配送の可否、価格について承認を得る。

添付資料：

- 添付 1 業務範囲図(定期刊行物・研修教材及びその他の書類・荷物の配送業務)
- 添付 2 JICA 定期刊行物・研修教材一覧及び年間想定発送部数
- 添付 3 定期刊行物・研修教材の配送業務に係る年間費用積算項目
- 添付 4 書類・荷物(不定期分)の海外向けに係る年間費用積算項目

業務範囲(定期刊行物・研修教材及びその他の書類・荷物の配送業務)

--- 太字赤線内が本業務範囲



JICA定期刊行物・研修教材一覧及び年間想定発送部数

	名 称	重量 (g)	サイズ	年間発送回数	発送想定部数(月)	発送想定部数(年間)	内訳シート番号	備考
1	JICA Magazine(和)(隔月1日発行)	約115	A4	6	24,946	149,676	①	
2	JICA Magazine(英)(1・4・7・10月1日発行)	約400	A4	4	4,645	18,580	②	
3	JICA年報(和)	約400	A4	1	1,298	1,298	③	
4	JICA年報(英)	約650	A4	1	1,585	1,585	④	
5	クロスロード国内(通常号)	約100	A4	10	856	8,560	⑤	
6	クロス在外(通常号・増刊号)	約100	A4	12	93	1,116	⑥	
7	クロス国内(増刊号)	約100	A4	2	別シート⑦を参照	40,637	⑦	
8	研修オリエンテーション資料	手帳:約88 テキスト:約90 CD:約100	テキスト (10.5×14.8 ×0.7) CD(12.4× 14.2) カセットテー プ(6.9×10.8 ×1.7) 手帳(9.2× 15.2×0.7)	1	別シート⑧を参照	別シート⑧を参照	⑧	
9	青年研修用教材	約83	14X11X1	1	709	709	⑨	
10	プリ用物品	徽章:約20 修了証書:約5 証書ケース:約 350 メディカルカー ド:約5 災害マニュアル: 約10	徽章(30× 43mm) 修了証書 (A4) 証書ケース (A4) メディカル カード(A4) 災害マニ ュアル(80× 105mm)	1	別シート⑩を参照	別シート⑩を参照	⑩	

①JICA Magazine(日) 内訳(概算/月)

在外事務所・支所等小計	1,765
国内拠点小計	897
JICAプラザ小計	130
合計	2,792

その他、外部向けに各回以下の部数を発送予定	
国内(1部、Eメール※)	20160件 20160部
国内(2部、封筒メール)	93件 186部
国内(3部以上、宅配便)	203件 1808部
合計	20,456件 22,154部

総計 24,946

発業者配布	国内拠点	部数
1	JICA北海道(札幌)	43
2	JICA北海道(帯広)	50
3	JICA筑波	100
4	JICA東京	100
5	JICA横浜	50
6	JICA中部	200
7	JICA関西	107
8	JICA中国	82
9	JICA九州	40
10	JICA二本松	30
11	JICA駒ヶ根	20
12	JICA東北	25
13	JICA北陸	30
14	JICA四国	20
小計		897

JICAプラザ	部数	
1	JICA横浜(図書資料室)	100
2	JICA二本松	30
小計		130

在外事務所・支所等	部数	
アジア		
1	インドネシア	118
2	マレーシア	20
3	フィリピン	80
4	タイ	76
5	カンボジア	60
6	ラオス	90
7	東ティモール	20
8	バトナム	40
9	ミャンマー	20
10	中華人民共和国	70
11	モンゴル	15
12	ブータン	8
13	パングラデシュ	30
14	インド	30
15	ネパール	5
16	パキスタン	10
17	スリランカ	3
18	アフガニスタン	1
19	キルギス	9
20	タジキスタン	5
21	ウズベキスタン	35
22	モルディブ	2
23	ジョージア	5
24	カザフスタン	N/A
25	アルメニア	N/A
小計		692
中近東		
26	イラン	1
27	イラク	4
28	パレスチナ	6
29	ヨルダン	3
30	シリア	N/A
31	エジプト	80
32	モロッコ	17
33	チュニジア	5
34	レバノン	N/A
35	イエメン	1
36	サウジアラビア	N/A
37	アルジェリア	N/A
小計		117
アフリカ		
38	スーダン	15
39	エチオピア	14
40	ガーナ	50
41	ケニア	20
42	マラウイ	5
43	ナイジェリア	7
44	南アフリカ共和国	8
45	ウガンダ	8
46	タンザニア	8
47	ザンビア	100
48	アンゴラ	2
49	ブルキナファソ	5
50	カメルーン	3
51	コートジボワール	2
52	マダガスカル	15
53	モザンビーク	50
54	ルワンダ	20
55	セネガル	0
56	コンゴ民主共和国	1
57	南スーダン	N/A
58	ジブチ	15
59	リベリア	N/A
60	シエラレオネ	N/A
61	ボツワナ	10
62	ナミビア	18
63	ジンバブエ	10
64	ニジューール	10
65	ガボン	1
66	ベナン	3
67	ギニア	5
68	ブルンジ	N/A
小計		405

在外事務所・支所等	部数	
北米・中南米		
69	キューバ	N/A
70	ドミニカ共和国	19
71	エルサルバドル	13
72	グアテマラ	5
73	ホンジュラス	21
74	メキシコ	30
75	ニカラグア	2
76	パナマ	4
77	セントルシア	8
78	アルゼンチン	10
79	ボリビア	28
80	ブラジル	7
81	ブラジル	7
82	エクアドル	10
83	パラグアイ	65
84	ペルー	21
85	アメリカ合衆国	30
86	ジャマイカ	12
87	ベリーズ	5
88	コスタリカ	10
89	ウルグアイ	1
90	チリ	13
91	コロンビア	11
92	ベネズエラ	15
小計		347
大洋州		
93	フィジー	24
94	ハイチ	5
95	バプアニューギニア	50
96	トンガ	6
97	バヌアツ	7
98	サモア	35
99	ソロモン	30
100	マーシャル	10
101	ミクロネシア	6
102	パラオ	5
103	キリバス	N/A
小計		178
欧州・東欧		
104	トルコ	3
105	バルカン	10
106	フランス	10
107	イギリス	3
小計		26

②JICA Magazine (英) 内訳(概算/月)

在外事務所・支所等小計	3,185
国内拠点小計	300
合計	3,485

その他、外部向けに各回以下の部数を発送予定		
国内(1部、Eメール)	1063件	1063部
国内(2部、封筒メール)	5件	10部
国内(3部以上、宅配便)	9件	87部
合計	1,077件	1,160部

総計 4,645

発送業者 配布内訳	国内拠点	部数
1	JICA北海道(札幌)	30
2	JICA北海道(帯広)	30
3	JICA筑波	50
4	JICA東京	30
5	JICA横浜	5
6	JICA中部	20
7	JICA関西	5
8	JICA中国	50
9	JICA九州	3
10	JICA二本松	50
11	JICA駒ヶ根	10
12	JICA東北	15
13	JICA北陸	1
14	JICA四国	1
	小計	300

在外事務所・支所等

在外事務所・支所等	部数
アジア・大洋州	
1 インドネシア	72
2 マレーシア	85
3 フィリピン	150
4 タイ	120
5 カンボジア	75
6 ラオス	70
7 東ティモール	30
8 ベトナム	20
9 ミャンマー	30
10 中華人民共和国	40
11 モンゴル	30
12 ブータン	5
13 バングラデシュ	90
14 インド	50
15 ネパール	5
16 パキスタン	250
17 スリランカ	3
18 アフガニスタン	5
19 キルギス	9
20 タジキスタン	5
21 ウズベキスタン	80
22 モルディブ	5
23 ジョージア	10
24 アルメニア	N/A
小計	1,239
中近東	
25 イラン	1
26 イラク	10
27 パレスチナ	5
28 ヨルダン	15
29 シリア	5
30 エジプト	9
31 モロッコ	30
32 チュニジア	5
33 レバノン	N/A
34 イエメン	30
35 サウジアラビア	N/A
36 アルジェリア	N/A
小計	110
アフリカ	
37 スーダン	0
38 エチオピア	120
39 ガーナ	400
40 ケニア	60
41 マラウイ	5
42 ナイジェリア	100
43 南アフリカ共和国	50
44 ウガンダ	30
45 タンザニア	10
46 ザンビア	80
47 アンゴラ	2
48 アルギナファソ	5
49 カメルーン	3
50 コートジボワール	20
51 マダガスカル	50
52 モザンビーク	10
53 ルワンダ	10
54 セネガル	0
55 コンゴ民主共和国	1
56 南スーダン	50
57 ジブチ	5
58 リベリア	N/A
59 シエラレオネ	N/A
60 ボツワナ	25
61 ナミビア	50
62 ジンバブエ	6
63 ニジェール	0
64 ガボン	10
65 ベナン	0
66 ギニア	N/A
67 フレンジ	N/A
小計	1,102

在外事務所・支所等

在外事務所・支所等	部数
北米・中南米	
68 キューバ	N/A
69 アルゼンチン	30
70 ドミニカ共和国	5
71 エルサルバドル	15
72 グアテマラ	5
73 ホンジュラス	10
74 メキシコ	10
75 ニカラグア	2
76 パナマ	10
77 セントルシア	10
78 アルゼンチン	N/A
79 ボリビア	159
80 ブラジル	60
81 ブラジル	3
82 エクアドル	20
83 パラグアイ	10
84 ベルギー	30
85 アメリカ合衆国	30
86 ジャマイカ	5
87 パリズ	25
88 コスタリカ	15
89 コロンビア	20
90 チリ	5
91 コロンビア	1
92 ベネズエラ	5
小計	485
大洋州	
93 フィジー	71
94 ハイチ	3
95 パプアニューギニア	3
96 トンガ	14
97 ハヌアツ	15
98 サモア	35
99 ソロモン	60
100 マーシャル	6
101 ミクロネシア	6
102 パラオ	10
103 キリバス	N/A
小計	223
欧州・東欧	
104 トルコ	3
105 ハルカン	10
106 フランス	10
107 イギリス	3
小計	26

③国際協力機構年報 和文 送付先別送付数一覧

在外事務所・支所等小計	527
国内拠点小計	240
合計	767

その他、外部向けに年1回以下の部数を発送予定		
国内(1部、エコメール)	448件	448部
国内(2部、封筒メール)	0件	0部
国内(3部以上、宅配便)	3件	83部
合計	451件	531部

総計 1,298

発業者 配布内訳	国内拠点	部数
1	JICA北海道(札幌)	5
2	JICA北海道(帯広)	30
3	JICA筑波	30
4	JICA東京	2
5	JICA横浜	15
6	JICA中部	30
7	JICA関西	30
8	JICA中国	20
9	JICA九州	30
10	JICA沖縄	2
11	JICA二本松	10
12	JICA駒ヶ根	2
13	JICA東北	9
14	JICA北陸	10
15	JICA四国	15
	小計	240

在外事務所・支所等	部数
-----------	----

アジア・大洋州		
1	インドネシア	7
2	マレーシア	4
3	フィリピン	10
4	タイ	5
5	カンボジア	5
6	ラオス	10
7	東ティモール	5
8	バトナム	4
9	ミャンマー	5
10	中華人民共和国	10
11	モンゴル	3
12	ブータン	5
13	パングラデシュ	5
14	インド	5
15	ネパール	4
16	パキスタン	5
17	スリランカ	5
18	アフガニスタン	0
19	キルギス	6
20	タジキスタン	5
21	ウズベキスタン	1
22	モルディブ	5
23	ジョージア	5
24	カザフスタン	N/A
25	アルメニア	N/A
	小計	119
中近東		
26	イラン	5
27	イラク	5
28	パレスチナ	10
29	ヨルダン	6
30	シリア	3
31	エジプト	5
32	モロッコ	5
33	チュニジア	3
34	レバノン	N/A
35	イエメン	5
36	サウジアラビア	N/A
37	アルジェリア	N/A
	小計	47
アフリカ		
38	スーダン	0
39	エチオピア	5
40	ガーナ	5
41	ケニア	2
42	マラウイ	5
43	ナイジェリア	5
44	南アフリカ共和国	5
45	ウガンダ	5
46	タンザニア	5
47	ザンビア	5
48	アンゴラ	3
49	ブルキナファソ	5
50	カメルーン	5
51	コートジボワール	5
52	マダガスカル	5
53	モザンビーク	5
54	ルワンダ	6
55	セネガル	5
56	コンゴ民主共和国	6
57	南スーダン	5
58	ジブチ	3
59	リベリア	N/A
60	シエラレオネ	N/A
61	ボツワナ	5
62	ナミビア	7
63	ジンバブエ	5
64	ニジェール	3
65	ガボン	5
66	ベナン	2
67	ギニア	3
68	ブルンジ	N/A
	小計	125

在外事務所・支所等	部数
-----------	----

北米・中南米		
69	キューバ	3
70	ドミニカ共和国	5
71	エルサルバドル	3
72	グアテマラ	3
73	ホンジュラス	4
74	メキシコ	10
75	ニカラグア	8
76	パナマ	2
77	セントルシア	6
78	アルゼンチン	5
79	ボリビア	7
80	ブラジル	5
81	ブラジル	5
82	エクアドル	5
83	パラグアイ	5
84	ペルー	20
85	アメリカ合衆国	50
86	ハイチ	5
87	ジャマイカ	5
88	ペルー	3
89	コスタリカ	5
90	ウルグアイ	3
91	チリ	3
92	コロンビア	5
93	ベネズエラ	5
	小計	180
大洋州		
94	フィジー	5
95	バブアニューギニア	5
96	トンガ	3
97	バヌアツ	3
98	サモア	5
99	ソロモン	5
100	マーシャル	3
101	ミクロネシア	5
102	パラオ	5
103	キリバス	N/A
	小計	39
欧州・東欧		
104	トルコ	5
105	バルカン	5
106	イギリス	1
107	フランス	5
108	ウクライナ	1
	小計	17

④国際協力機構年報 英文 送付先別送付数一覧

在外事務所・支所等小計	1,337
国内拠点小計	29
合計	1,366

その他、外部向けに年1回以下の部数を発送予定		
国内(1部、Eメール)	155件	155部
国内(2部、封筒メール)	1件	2部
国内(3部以上、宅配便)	1件	30部
海外発送	32件	32部
合計	189件	219部

総計 1,585

発送業者 配布内訳	国内拠点	部数
1	JICA北海道(札幌)	2
2	JICA北海道(帯広)	2
3	JICA筑波	2
4	JICA東京	2
5	JICA横浜	2
6	JICA中部	2
7	JICA関西	2
8	JICA中国	2
9	JICA九州	2
10	JICA沖縄	2
11	JICA二本松	2
12	JICA駒ヶ根	1
13	JICA東北	2
14	JICA北陸	2
15	JICA四国	2
小計		29

在外事務所・支所等	部数	
アジア・太平洋		
1	インドネシア	15
2	マレーシア	5
3	フィリピン	10
4	タイ	20
5	カンボジア	15
6	ラオス	7
7	東ティモール	15
8	ベトナム	4
9	ミャンマー	15
10	中華人民共和国	20
11	モンゴル	3
12	ブータン	15
13	パプアニューギニア	5
14	インド	15
15	ネパール	12
16	パキスタン	15
17	スリランカ	15
18	アフガニスタン	0
19	キルギス	9
20	タジキスタン	15
21	ウズベキスタン	1
22	モルディブ	15
23	ジョージア	25
24	カザフスタン	N/A
25	アルメニア	N/A
小計	271	

在外事務所・支所等	部数	
中近東		
26	イラン	15
27	イラク	15
28	パレスチナ	20
29	ヨルダン	30
30	シリア	6
31	エジプト	15
32	モロッコ	15
33	チュニジア	5
34	レバノン	N/A
35	イエメン	15
36	サウジアラビア	N/A
37	アルジェリア	N/A
小計	136	

在外事務所・支所等	部数	
アフリカ		
38	スーダン	0
39	エチオピア	0
40	ガーナ	11
41	ケニア	10
42	マラウイ	15
43	ナイジェリア	3
44	南アフリカ共和国	5
45	ウガンダ	15
46	タンザニア	15
47	ザンビア	15
48	アンゴラ	7
49	ブルキナファソ	15
50	カメルーン	15
51	コートジボワール	15
52	マダガスカル	15
53	モザンビーク	15
54	ルワンダ	15
55	セネガル	5
56	コンゴ民主共和国	15
57	南スーダン	15
58	ジブチ	15
59	シエラレオネ	5
60	ボツワナ	10
61	ナミビア	30
62	ジンバブエ	6
63	ニジェール	5
64	ガボン	15
65	ベナン	6
66	リベリア	N/A
67	ギニア	5
68	ブルンジ	N/A
小計	318	

在外事務所・支所等	部数	
北米・中南米		
69	キューバ	5
70	ドミニカ共和国	35
71	エルサルバドル	15
72	グアテマラ	5
73	ホンジュラス	15
74	メキシコ	15
75	ニカラグア	15
76	パナマ	15
77	セントルシア	15
78	アルゼンチン	15
79	ボリビア	5
80	ブラジル	15
81	エクアドル	15
82	パラグアイ	15
83	ペルー	15
84	アメリカ合衆国	125
85	ハイチ	15
86	ジャマイカ	15
87	ベリーズ	5
88	コスタリカ	10
89	ウルグアイ	15
90	チリ	0
91	コロンビア	15
92	ベネズエラ	15
小計	430	
大洋州		
93	フィジー	15
94	バブアニューギニア	15
95	トンガ	15
96	バヌアツ	15
97	サモア	15
98	ソロモン	15
99	マーシャル	15
100	ミクロネシア	15
101	パラオ	15
102	キリバス	N/A
小計	135	
欧州・東欧		
103	トルコ	15
104	バルカン	15
105	イギリス	1
106	フランス	15
107	ウクライナ	1
小計	47	

⑤クロスロード通常号/毎月発行（国内発送分）

	送付部数
技術専門委員	146
進路相談カウンセラー	20
推進員	43
国会議員	156
大学連携	32
民間連携・自治体連携	30

⑥クロスロード(在外発送分)

在外事務所・支所等小計	93
合計	93

在外事務所・支所等	部数
アジア・太平洋州	
インドネシア	1
マレーシア	1
フィリピン	1
タイ	1
カンボジア	1
ラオス	1
東ティモール	1
ベトナム	1
ミャンマー	1
中華人民共和国	1
モンゴル	1
ブータン	1
バングラデシュ	1
インド	1
ネパール	1
パキスタン	1
スリランカ	1
アフガニスタン	0
キルギス	1
タジキスタン	1
ウズベキスタン	1
モルディブ	1
ジョージア	1
カザフスタン	1
アルメニア	0
小計	23
中近東	
イラン	1
イラク	1
パレスチナ	1
ヨルダン	1
シリア	0
エジプト	1
モロッコ	1
チュニジア	1
レバノン	0
イエメン	1
サウジアラビア	0
アルジェリア	0
小計	8
アフリカ	
スーダン	0
エチオピア	1
ガーナ	1
ケニア	1
マラウイ	1
ナイジェリア	1
南アフリカ共和国	1
ウガンダ	1
タンザニア	1
ザンビア	1
アンゴラ	1
ブルキナファソ	1
カメルーン	1
コートジボワール	1
マダガスカル	1
モザンビーク	1
ルワンダ	1
セネガル	1
コンゴ民主共和国	1
南スーダン	1
ジブチ	1
リベリア	0
シエラレオネ	0
ボツワナ	1
ナミビア	1
ジンバブエ	1
ニジェール	1
ガボン	1
ベナン	1
リベリア	1
ギニア	0
ブルンジ	0
小計	27

在外事務所・支所等	部数
北米・中南米	
キューバ	0
ドミニカ共和国	1
エルサルバドル	1
グアテマラ	1
ホンジュラス	1
メキシコ	1
ニカラグア	1
パナマ	1
セントルシア	1
アルゼンチン	1
ボリビア	1
ブラジル	1
エクアドル	1
パラグアイ	1
ペルー	1
アメリカ合衆国	1
ハイチ	1
ジャマイカ	1
ベリーズ	1
コスタリカ	1
ウルグアイ	1
チリ	1
コロンビア	1
ベネズエラ	1
小計	23
大洋州	
フィジー	1
バブアニューギニア	1
トンガ	1
バヌアツ	1
サモア	1
ソロモン	1
マーシャル	1
ミクロネシア	1
パラオ	1
キリバス	0
小計	9
欧州・東欧	
トルコ	1
バルカン	1
フランス	1
ウクライナ	0
合計	3

⑦クロスロード増刊号/各年1回発行（国内発送分）

①OBOG号	送付先	部数
	帰国隊員	29,500
	技術専門委員	150
	進路相談カウンセラー	210
	推進員	430
	国会議員	160
	大学連携	30
	民間連携・自治体連携	30
小計		30,510

②応募勸奨号	送付先	部数
	技術専門委員	146
	進路相談カウンセラー	20
	推進員	43
	国会議員	156
	大学連携	32
	民間連携・自治体連携	30
	JICA札幌	300
	JICA帯広	300
	JICA東北	1,000
	JICA二本松	400
	JICA筑波	400
	JICA東京	800
	JICA地球ひろば	100
	JICA横浜	500
	JICA駒ヶ根	400
	JICA北陸	600
	JICA中部	700
	JICA関西	1,000
	JICA中国	700
	JICA四国	800
JICA九州	1,400	
JICA沖縄	300	
小計		10,127

合計（①+②）	40,637
---------	--------

※応募勸奨号：国内機関は要望調査により変動。

⑨青年研修向け教材

版種	送付先	送付部数	
タイ語	タイ事務所	50	1
カンボジア語	カンボジア事務所	10	2
インドネシア語	東ティモール事務所	155	3
ベトナム語	ベトナム事務所	10	4
ミャンマー	ミャンマー事務所	0	
ダリ語	アフガニスタン事務所	5	5
ロシア語	キルギス事務所	5	6
ロシア語	ウズベキスタン事務所	5	7
ロシア語	ジョージア支所	5	8
ロシア語	タジキスタン支所	5	9
アラビア語	イラク事務所	5	10
アラビア語	ヨルダン事務所	5	11
アラビア語	エジプト事務所	3	12
アラビア語	チュニジア事務所	50	13
トルコ語	トルコ事務所	5	14
ロシア語	在トルクメニスタン大使館	5	15
モンゴル語	モンゴル事務所	150	16
合計		473	

⑩国内機関研修員物品送付リスト

	1	2	3	4	5	6
	徽章 (バッジ)	修了証書 台紙(黄)	メディカル カード短期(黄)	メディカル カード長期(青)	災害 マニュアル	修了証書 ケース(青)
重さ(グラム)	20	5	5	5	10	350
サイズ	30×43mm	A4	A4	A4	80×105mm	A4
札幌	0	250	0	50	0	240
帯広	200	500	500	50	0	100
筑波	400	500	400	100	0	500
東京	5,000	2,950	2,000	200	2,000	0
横浜	0	1,000	500	100	0	200
中部	400	600	200	100	300	400
関西	1,000	1,400	1,000	300	1,000	1,000
中国	500	400	300	600	300	200
九州	1,000	1,300	1,000	300	1,000	1,300
沖縄	100	400	200	30	0	150
東北	70	580	50	20	100	220
北陸	100	350	300	40	250	300
四国	400	100	460	30	400	280
二本松	0	0	0	0	0	0
駒ヶ根	0	0	0	0	0	0
国内事業部	0	209	190	80	0	974
合計	9,170	10,539	7,100	2,000	5,350	5,864

定期刊行物・研修教材の配送業務に係る年間費用積算表

＜費用内訳＞

1. JICA Magazine (和) 添付4シート①参照	想定件数	単価	金額	
①国内エコメール:ラベル作成・貼り付け・梱包	120,960		0	
②国内エコメール(115グラム):送料	120,960		0	
③国内封筒メール:ラベル作成・貼り付け・梱包	558		0	
④国内封筒メール:封筒	558		0	
⑤国内封筒メール(230グラム):送料	558		0	
⑥国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	1,314		0	
⑦国内宅配便発送:梱包資材	1,314		0	
⑧国内宅配便発送:送料(地域・重量別)	1,314		手入力	
⑨海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	570		0	
⑩海外発送:梱包資材	570		0	
⑪海外発送:送料(地域・重量別)	570		手入力	※シート①から積算して下さい。
小計			0	
2. JICA Magazine (英) 添付4シート②参照				
①国内エコメール:ラベル作成・貼り付け・梱包	4,260		0	
②国内エコメール(400グラム):送料	4,260		0	
③国内封筒メール:ラベル作成・貼り付け・梱包	30		0	
④国内封筒メール:封筒	30		0	
⑤国内封筒メール(800グラム):送料	30		0	
⑥国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	84		0	
⑦国内宅配便発送:梱包資材	84		0	
⑧国内宅配便発送:送料(地域・重量別)	84		手入力	
⑨海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	384		0	
⑩海外発送:梱包資材	384		0	
⑪海外発送:送料(地域・重量別)	384		手入力	※シート②から積算して下さい。
小計			0	
3. JICA年報(和) 添付4シート③参照				
①国内エコメール:ラベル作成・貼り付け・梱包	448		0	
②国内エコメール(400グラム):送料	448		0	
③国内封筒メール:ラベル作成・貼り付け・梱包	0		0	
④国内封筒メール:封筒	0		0	
⑤国内封筒メール(800グラム):送料	0		0	
⑥国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	17		0	
⑦国内宅配便発送:梱包資材	17		0	
⑧国内宅配便発送:送料(地域・重量別)	17		手入力	
⑨海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	89		0	
⑩海外発送:梱包資材	99		0	
⑪海外発送:送料(地域・重量別)	99		手入力	※シート③から積算して下さい。
小計			0	
4. JICA年報(英) 添付4シート④参照				
①国内エコメール:ラベル作成・貼り付け・梱包	156		0	
②国内エコメール(650グラム):送料	156		0	
③国内封筒メール:ラベル作成・貼り付け・梱包	15		0	
④国内封筒メール:封筒	15		0	
⑤国内封筒メール(1300グラム):送料	15		0	
⑥国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	1		0	
⑦国内宅配便発送:梱包資材	1		0	
⑧国内宅配便発送:送料(地域・重量別)	1		手入力	
⑨海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	131		0	
⑩海外発送:梱包資材	131		0	
⑪海外発送:送料(地域・重量別)	131		手入力	※シート④から積算して下さい。
小計			0	
5. クロスロード国内(通常号) 添付4シート⑤参照				
①国内エコメール:ラベル作成・貼り付け・梱包	8,560		0	
②国内エコメール(100グラム):送料	8,560		0	
小計			0	※シート⑤から積算して下さい。

6. クロスロード在外(通常号・増刊号) 添付4シート⑥参照	想定件数	単価	金額
①海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	1,116		0
②海外発送:梱包資材	1,116		0
③海外発送:送料(地域・重量別)	1,116		手入力
	小計		0
※シート⑥から積算して下さい。			
7. クロスロード増刊①OBOG号 添付4シート⑦参照	想定件数	単価	金額
①国内エコメール:ラベル作成・貼り付け・梱包	30,510		0
②国内エコメール(100グラム):送料	30,510		0
	小計		0
※シート⑦から積算して下さい。			
8. クロスロード増刊②応募関心者号 添付4シート⑦参照	想定件数	単価	金額
①国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	443		0
②国内宅配便発送:梱包資材	443		0
③国内宅配便発送:送料(地域・重量別)	443		手入力
	小計		0
※シート⑦から積算して下さい。			
9. 来日前研修員オリエンテーション資料一式 添付4シート⑧参照	想定件数	単価	金額
①国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	17		0
②国内宅配便発送:梱包資材	17		0
③国内宅配便発送:送料	17		手入力
④海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	67		0
⑤海外発送:梱包資材	67		0
⑥海外発送:送料	67		手入力
	小計		0
※シート⑧から積算して下さい。			
10. 青年研修向け教材 添付4シート⑨参照	想定件数	単価	金額
①海外発送:ラベル作成・貼り付け・梱包	16		0
②海外発送:梱包資材	16		0
③海外発送:送料	16		手入力
	小計		0
※シート⑨から積算して下さい。			
11. 国内機関研修員用物品 添付4シート⑩参照	想定件数	単価	金額
①国内宅配便発送:宛名ラベル作成・貼り付け・梱包	13		0
②国内宅配便発送:梱包資材	13		0
③国内宅配便発送:送料	13		手入力
	小計		0
※シート⑩から積算して下さい。			
1年間合計			0
3年間合計			0

【留意事項】

(1)上記の各定期刊行物について費用を積算願います。なお、単価については税抜価格を計上して下さい。

(2)上記表に記入している件数については、今年度の予測(添付2)を踏まえ作成したものであり、実際の契約件数ではないことに留意ください。

(3)国内及び海外発送料に関しては、日本国内は地域ごと、海外は国ごとに区分してそれぞれの単価を示したものを、入札金額根拠として併せて提出下さい。入札金額根拠として算出した単価については、入札後に増額変更はできないことに留意ください。特に海外発送については、トラックが可能で各地域に配送できることが確実なクーリエを選定の上、単価を設定して下さい。

書類 定期刊行物 単価表

		アジア地域										
地域	インドネシア シンガポール タイ 中国 フィリピン マレーシア ベトナム 香港 韓国 台湾	カンボジア ミャンマー ラオス	ブータン	パキスタン	アフガニスタン	インド	スリランカ バングラデ シュ モルディブ	ネパール モンゴル	東ティモール	ウズベキス タン キルギス タジキスタ ン カザフスタ ン	その他 ア ジア地域	
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	
0.5												
1												
1.5												
2												
2.5												
3												
3.5												
4												
4.5												
5												
5.5												
6												
6.5												
7												
7.5												
8												
8.5												
9												
9.5												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												
以後1.0kg												

大洋州地域							
地域	フィジー	サモア トンガ	バプアニュー ギニア ニュージーラ ンド オーストラリ ア	バヌアツ	ミクロネシア パラオ マーシャル ナウル	ソロモン キリバツ モーリシャス シエラレオー ネ ツバル グラナダ フレンチポリ	その他 大洋 州地域
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

地域	中東地域							その他 中東地域
	エジプト チュニジア	モロッコ	イエメン サウジアラビア クエート レバノン カタール UAE リビア バーレーン	ヨルダン シリア	イラク	イラン	イスラエル (パレスチナ)	
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5								
1								
1.5								
2								
2.5								
3								
3.5								
4								
4.5								
5								
5.5								
6								
6.5								
7								
7.5								
8								
8.5								
9								
9.5								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
以後1.0kg								

アフリカ地域							
地域	ケニア ザンビア ジンバブエ セネガル タンザニア ナイジェリア マラウイ 南アフリカ ボツワナ ブルキナファソ マダガスカル セネガル ウガンダ ガーナ	コートジボ ワール ベナン コンゴ民主共 和国 ナミビア ルワンダ	カメルーン	エチオピア ジブチ スーダン 南スーダン	ニジェール マリ ギニア	モザンビーク エリトリア ガンビア レソット リベリア ソマリア スワジラン ド アンゴラ アルジェリア コモロ ギニアビサウ ガボン	その他 アフ リカ地域
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

中南米地域							
地域	チリ アルゼンチン コロンビア パラグアイ ウルグアイ ベネズエラ ペルー エクアドル ブラジル ボリビア キュラソー島 ガイアナ	パナマ ジャマイカ ホンジュラス コスタリカ エルサルバドル グアテマラ ニカラグア	メキシコ	セントルシア ドミニカ	ドミニカ共和 国	ベリーズ アウティグア バプーダ バルバドス セントクリス トファー パナマ セントビンセ ント トリニダット トバコ ネザールランド	その他 中南 米地域
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

		欧州地域・北米						
地域	アメリカ合衆国 カナダ	英国 フランス	セルビア オーストリア ベルギー ドイツ イタリア デンマーク モーリタニア	オーストリア ギリシャ グレナダ マルタ ポーランド バルカン	ハンガリー デンマーク エストニア チェコ コソボ スペイン バルカン	トルコ オランダ ノルウェー アイルランド フィンランド スウェーデン ボスニアヘルツェゴビナ	スイス キプロス ブルガリア ルーマニア ウクライナ ルクセンブルグ	その他 欧州地域・北米
重量 (kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5								
1								
1.5								
2								
2.5								
3								
3.5								
4								
4.5								
5								
5.5								
6								
6.5								
7								
7.5								
8								
8.5								
9								
9.5								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
以後1.0kg								

荷物 定期刊行物 単価表

地域 重量 (Kg)	アジア地域						
	インドネシア シンガポール タイ、中国 フィリピン マレーシア ベトナム 韓国、香港、台湾	カンボジア ミャンマー ラオス	ブータン	パキスタン	アフガニスタン	インド	スリランカ バングラデシュ モルディブ
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

大洋州地域							
地域	フィジー	サモア トンガ	パプアニューギニア ニューージーランド オーストラリア	バヌアツ	ミクロネシア パラオ マーシャル	ソロモン	その他 大洋州地域
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

地域	中東地域						
	エジプト チュニジア	モロッコ	イエメン サウジアラビア クエート レバノン カタール UAE	ヨルダン シリア	イラク	イラン	イスラエル (パレスチナ) リビア
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

アフリカ地域							
地域	ケニア ザンビア ジンバブエ セネガル タンザニア ナイジェリア マラウイ 南アフリカ ボツワナ、ガーナ ブルキナファソ マダガスカル セネガル ウガンダ	コートジボワール ベナン コンゴ民主共和国 ナミビア ルワンダ	カメルーン	エチオピア ジブチ スーダン 南スーダン	ニジェール	モザンビーク ウガンダ コンゴ ガボン アルジェリア	その他 アフリカ 地域
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

中南米地域							
地域	チリ アルゼンチン コロンビア パラグアイ ウルグアイ ベネズエラ ペルー エクアドル ブラジル ボリビア	パナマ ジャマイカ ホンジュラス コスタリカ エルサルバドル グアテマラ ニカラグア ハバナ	メキシコ	セントルシア ドミニカ	ドミニカ共和国	ベリーズ キューバ ハイチ	その他 中南米地 域
重量 (Kg)	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
0.5							
1							
1.5							
2							
2.5							
3							
3.5							
4							
4.5							
5							
5.5							
6							
6.5							
7							
7.5							
8							
8.5							
9							
9.5							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
以後1.0kg							

		欧州地域・北米				
地域	アメリカ カナダ	英国 フランス	セルビア	トルコ バルカン レバノン ウクライナ	その他 欧州地域・北米	
重量 (kg)	単価	単価	単価	単価	単価	
0.5						
1						
1.5						
2						
2.5						
3						
3.5						
4						
4.5						
5						
5.5						
6						
6.5						
7						
7.5						
8						
8.5						
9						
9.5						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
以後1.0kg						

国内宅配料金表

	東京都	埼玉県 千葉県 神奈川県	茨城県 栃木県 群馬県 山梨県	新潟県 長野県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	宮城県 山形県 福島県	富山県 石川県 福井県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	青森県 岩手県 秋田県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	北海道	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県	熊本県 宮崎県 鹿児島県	沖縄
	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価	単価
重量(サイズ)															
2kg (60)															
5kg (80)															
10kg (100)															
12kg															
15kg															
20kg															

* 以後、2.0kg, 5.0kg, 10.0kgで設定された金額を同重量毎に加算額とする。

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

書類・荷物（不定期分）の海外向け配送業務に係る年間費用積算表

<費用内訳>

内容	地域	金額
書類	1. 東アジア・東南アジア・南アジア	0
	2. 中央アジア	0
	3. 大洋州	0
	4. 中東	0
	5. アフリカ	0
	6. 南米	0
	7. 中米	0
	8. 北米（アメリカ、カナダ、メキシコ）	0
	9. 欧州	0
荷物	1. 東アジア・東南アジア・南アジア	0
	2. 中央アジア	0
	3. 大洋州	0
	4. 中東	0
	5. アフリカ	0
	6. 南米	0
	7. 中米	0
	8. 北米（アメリカ、カナダ、メキシコ）	0
	9. 欧州	0
合計		0

消費税を含めない金額 単位（円）

書類（不定期）

※記載している数量は、契約期間2年間における想定数量であり、同量の発送を約するものではありません。なお、想定数量は、2022年10月1日～2023年9月30日の1年間の実績値×2年間により算出しています。
 ※EMSは日本郵便株式会社が定める基準額を上限として支払うため、本表には含まれません。

地域	東アジア 東南アジア 南アジア			中央アジア			大洋州			中東			アフリカ			南米			中米			北米 (アメリカ、カナダ、メキシコ)			欧州		
	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計
0.5		1456	0		194	0		440	0		424	0		1550	0		636	0		608	0		134	0		156	0
1		486	0		78	0		140	0		186	0		578	0		196	0		216	0		74	0		44	0
1.5		270	0		24	0		44	0		64	0		264	0		60	0		34	0		16	0		16	0
2		112	0		8	0		20	0		32	0		140	0		22	0		30	0		2	0		4	0
2.5		44	0		14	0		8	0		16	0		84	0		4	0		8	0		4	0		2	0
3		44	0		0	0		4	0		8	0		36	0		4	0		0	0		2	0		2	0
3.5		24	0		2	0		6	0		6	0		38	0		6	0		8	0		2	0		0	0
4		24	0		2	0		2	0		2	0		16	0		2	0		6	0		2	0		2	0
4.5		24	0		0	0		10	0		4	0		18	0		4	0		4	0		0	0		0	0
5		18	0		0	0		2	0		0	0		36	0		2	0		0	0		2	0		0	0
5.5		16	0		0	0		4	0		4	0		14	0		0	0		0	0		0	0		0	0
6		28	0		0	0		0	0		8	0		32	0		2	0		8	0		2	0		0	0
6.5		10	0		2	0		2	0		2	0		10	0		6	0		0	0		2	0		0	0
7		14	0		0	0		2	0		0	0		12	0		4	0		4	0		0	0		2	0
7.5		12	0		2	0		2	0		2	0		6	0		0	0		0	0		0	0		0	0
8		4	0		0	0		2	0		4	0		8	0		2	0		0	0		0	0		0	0
8.5		4	0		4	0		0	0		0	0		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0
9		4	0		0	0		2	0		0	0		6	0		2	0		0	0		0	0		0	0
9.5		10	0		0	0		0	0		0	0		6	0		2	0		0	0		0	0		2	0
10		10	0		0	0		2	0		0	0		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0
11		14	0		0	0		4	0		2	0		4	0		0	0		2	0		0	0		0	0
12		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
13		4	0		2	0		0	0		0	0		2	0		2	0		2	0		0	0		0	0
14		0	0		0	0		2	0		2	0		6	0		0	0		0	0		0	0		0	0
15		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
16		4	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
17		0	0		0	0		0	0		0	0		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0
18		4	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
19		0	0		0	0		2	0		2	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0
20		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
21		0	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
22		4	0		0	0		0	0		0	0		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0
23		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
24		4	0		0	0		0	0		2	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0
25		0	0		0	0		0	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0
26		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
27		2	0		0	0		0	0		2	0		8	0		0	0		0	0		0	0		0	0
28		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
29		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
30		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
計		2,660	0		332	0		706	0		772	0		2,896	0		956	0		930	0		242	0		230	0

合計 0

荷物（不定期） 単価表

※記載している数量は、契約期間2年間における想定数量であり、同量の発送を約束するものではありません。なお、想定数量は2022年10月1日～2023年9月30日の1年間の実績値×2年間により算出しています。
 ※EMSは日本郵便株式会社が定める基準額を上限として支払うため、本表には含まれません。

地域 重量 (Kg)	東アジア 東南アジア 西アジア			中央アジア			大洋州			中東			アフリカ			南米			中米			北米（アメリカ、カナダ、メキシコ）			欧州		
	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計	単価	数量	小計
0.5		246	0		50	0		88	0		74	0		330	0		84	0		108	0		18	0		28	0
1		148	0		22	0		32	0		46	0		184	0		50	0		44	0		8	0		10	0
1.5		34	0		4	0		6	0		8	0		58	0		12	0		4	0		0	0		0	0
2		30	0		2	0		8	0		0	0		20	0		2	0		4	0		2	0		2	0
2.5		22	0		0	0		6	0		4	0		48	0		4	0		16	0		2	0		0	0
3		68	0		10	0		16	0		12	0		74	0		26	0		22	0		8	0		10	0
3.5		28	0		10	0		2	0		6	0		22	0		8	0		6	0		2	0		0	0
4		22	0		0	0		0	0		0	0		18	0		6	0		10	0		2	0		0	0
4.5		12	0		4	0		0	0		4	0		4	0		2	0		0	0		0	0		0	0
5		10	0		0	0		2	0		0	0		10	0		2	0		0	0		0	0		0	0
5.5		2	0		0	0		0	0		0	0		6	0		4	0		4	0		0	0		0	0
6		18	0		4	0		0	0		0	0		4	0		2	0		0	0		0	0		0	0
6.5		4	0		2	0		0	0		0	0		2	0		0	0		2	0		0	0		0	0
7		8	0		0	0		0	0		0	0		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0
7.5		0	0		0	0		0	0		2	0		4	0		2	0		0	0		0	0		0	0
8		6	0		0	0		0	0		2	0		4	0		0	0		2	0		0	0		0	0
8.5		4	0		0	0		0	0		0	0		2	0		2	0		0	0		0	0		0	0
9		2	0		0	0		0	0		0	0		6	0		2	0		0	0		0	0		0	0
9.5		2	0		0	0		0	0		0	0		4	0		0	0		0	0		0	0		2	0
10		4	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
11		0	0		0	0		2	0		0	0		2	0		4	0		2	0		2	0		0	0
12		8	0		2	0		0	0		2	0		14	0		0	0		6	0		0	0		0	0
13		0	0		2	0		0	0		0	0		6	0		0	0		0	0		0	0		0	0
14		6	0		0	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
15		2	0		0	0		2	0		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
16		6	0		0	0		0	0		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
17		4	0		2	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
18		4	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
19		0	0		0	0		0	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0
20		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
21		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
22		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
23		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
24		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
25		0	0		0	0		0	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0
26		2	0		0	0		0	0		0	0		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0
27		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
28		2	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
29		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
30		4	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0
計		718	0		116	0		168	0		170	0		830	0		212	0		230	0		42	0		52	0

合計 0

第3 経費に係る留意点

1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

(1) 経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成は、以下のとおりです。積算様式（添付3、4）に基づき、ア.に記載の項目について各単価を設定の上、想定数量と掛け合わせて入札金額を設定してください。

なお、様式内における想定数量については、過去の実績に基づいた想定であるため、その数量の発注を約束するものではありません。

【業務の単価】

- ① 定期刊行物・研修教材（書類・荷物）の国内・海外向け配送業務（添付3）
- ・国内、海外配送分におけるラベル作成貼り付け・梱包、封筒・梱包資材、送料を含みます。
 - ・国内の送料に関しては、宅配便の単価を示してください。
 - ・海外の送料に関しては、地域もしくは国ごとに区分してそれぞれの単価を示してください。定期刊行物（書類・荷物）の各単価表は、一例であり、様式は問いません。

なお、海外発送については、トラッキングが可能で各地域に配送できることが確実なクーリエを選定の上、単価を設定してください。

- ② 書類・荷物（不定期分）の海外向け配送業務（添付4）

・送料に関しては、地域もしくは国ごとに区分してそれぞれの単価を示してください。各単価表（書類・荷物）は、一例であり、様式は問いません。

発送については、トラッキングが可能で各地域に配送できることが確実なクーリエを選定の上、単価を設定してください。

(2) 消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には消費税を除いた金額を記載してください。入札金額と消費税（海外取引分を除く）の総和が契約金額となります。

海外取引（非課税）分として、定期刊行物及び不定期配送分のいずれにおいても「書類・荷物の海外発送に関する経費（送料）」が該当します。

2. 請求金額の確定の方法

経費の確定及び支払いについては、以下を想定しています。

支払条件は、全ての書類・荷物が国内・海外の指定先に到着したことを確認後支払いとする。経費については、契約単価表及び実績による。受注者が業務完了にあたって取扱件数及び経費精算報告書を作成し、実績を確認できる書類を添付すること。発

注者は取扱件数及び経費精算報告書を検査し、検査結果及び精算金額を通知する。受注者は同通知に基づき、請求書を発行する。

3. その他留意事項

- (1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名（支払者）、③領収書発行者（支払先）、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。
- (2) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

別添：積算様式

積算様式

1. 経費項目

(1) 定期刊行物・研修教材の配送（国内・海外）に係る経費 _____ 円

(2) 書類・荷物（不定期分）の配送（海外）に係る経費 _____ 円

2. 合計（税抜）

1. (1) + (2) =

円（入札金額）

3. 消費税

(2. - 海外取引分) × 10% = _____ 円

※海外取引（定期刊行物・研修教材の海外発送経費（送料）） _____ 円

4. 合計（税込）

2. + 3. = _____ 円

請負契約書（単価契約）（案）

1. 業 務 名 称 2024-2025 年度定期刊行物・研修教材の国内・海外向け配送及びその他の書類・荷物の海外向け配送業務（単価契約）
2. 成 果 品 附属書Ⅰ「業務仕様書」のとおり
3. 契 約 単 価 附属書Ⅱ「契約単価表」のとおり
4. 契 約 期 間 2024年4月1日から2026年3月31日まで
5. 受 渡 場 所 独立行政法人国際協力機構指定場所

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と●●●●（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書Ⅰ「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する成果品（以下、「成果品」という。）について、業務仕様書で定める期限までに完成させることを約し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
 - 3 頭書の「契約単価」に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税額等」という。）とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づくものである。
 - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
 - 5 本契約の履行及び業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第9条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。
 - 6 前項の書類は、第9条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
 - 7 発注者は、本業務に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
 - 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して

本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。

- 9 本契約は、本契約に基づく個々の請負契約（以下「個別契約」という。）に適用される。ただし、個別契約で特に定めた事項があるときはこれが優先するものとする。

（業務内容の変更）

- 第2条 発注者は、必要があると認められるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者に対する書面による通知により、業務内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第1項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

（再委託又は下請負の禁止）

- 第3条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
- （1）受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
- （2）発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができる。
- （3）第20条第1項第8号イからトまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

（権利義務の譲渡）

- 第4条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（契約単価）

- 第5条 契約単価は、附属書Ⅱ「契約単価表」（以下「契約単価表」という。）に記載のとおりとする。

(発注)

第6条 発注者は、本契約に基づき発注するときは、受注者に対し、発注にかかる成果品、数量その他別途合意する事項を指定して行うものとする。

2 前項の発注は、業務仕様書に定める方法で行うものとする。

3 個別契約は、発注者による第1項の発注に対し、受注者が承諾したときに成立するものとする。ただし、受注者が発注を受けた日から3営業日以内に諾否の通知をしなかったときは、当該期間の経過をもって承諾したものとみなす。

(最終校正の提出と承認)

第7条 削除

(業務責任者の届け出)

第8条 受注者は、本業務の履行に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。

2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に業務の実施についての総括を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

(監督職員)

第9条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構総務部総務課長の職にある者を監督職員と定める。

2 監督職員は、本契約の履行及び業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。

(1) 本契約に基づく書類の受理

(2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議

(3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

(1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。

(3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(4) 立会 監督職員又はその委任を受けたものが作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録することとする。

5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。

(検査及び引渡し)

第10条 受注者は、業務仕様書に定める期限までに、成果品を発注者に提出しなけ

ればならない。

- 2 発注者は、前項の成果品を受領したときは、その翌日から起算して 10 営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に当該成果品の完成を確認するための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。なお、成果品の提出が複数回に亘る場合には、発注者は成果品を受領する都度検査を行うこととする。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、遅滞なく必要な補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、第 2 項の検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡すものとする。

（契約不適合）

- 第 11 条 発注者は、成果品に業務仕様書との不一致がその他本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対しその契約不適合の修補、代替品の提供納入による履行の追完、契約金額の減額又はこれらに代えてもしくは併せて損害賠償を請求することができる。
- 2 発注者は、成果品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 前二項において受注者が負うべき責任は、前条第 2 項の検査合格をもって免れるものではない。

（支払）

- 第 12 条 受注者は、第 10 条第 4 項に基づき、検査合格の通知を受け、かつ、成果品を発注者に引き渡したときは、発注者に月毎に支払を請求することができる。なお、請求にあたって消費税額等に 1 円未満の端数が生じる場合には切り捨て処理を行う。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に支払を行わなければならない。

（履行遅滞の場合における損害の賠償）

- 第 13 条 受注者の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完成することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引渡しを請求することができる。
- 2 前項の損害賠償の額は、遅延にかかる個別契約の対価から既に引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。
 - 3 発注者の責に帰すべき理由により、発注者が第 12 条に従って支払義務を負う対価の支払が遅れた場合は、受注者は、未受領の金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 14 条 自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(一般的損害)

第 15 条 業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき理由により生じた損害については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした賠償)

第 16 条 業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、発注者が当該第三者に賠償を行わなければならない場合は、受注者が発注者に対してその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前二項の場合において、その他の業務に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

4 本条及び前条の各規定は、本契約の業務が完了した場合においても同様とする。

(調査・措置)

第 17 条 受注者が、第 18 条第 1 項各号又は第 20 条第 1 項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

3 発注者は、第 18 条第 1 項各号又は第 20 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 18 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行

使の有無に関わらず、受注者は発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる対価の合計額をいう。以下同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

- (1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治40年法律第45号）第198条（贈賄）又は不正競争防止法（平成5年法律第47号）第18条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。
 - イ 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的
 - ロ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）
 - (2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下、「独占禁止法」）第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の4第7項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条第1号及び第2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
 - (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めるとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の10分の2を下ることはない。
 - 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
 - 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第20条第2項に規定する違約金及び

賠償金とは独立して適用されるものとする。

- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第8項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。
 - (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
 - (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等）

- 第19条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日か対価支払の日まで本利率で算出した利息を付した額と、発注者が契約に従って支払うべき対価とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して前項に定める期間を経過した日から、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を受注者に請求する。

（発注者の解除権）

- 第20条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (3) 受注者が第22条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (4) 第18条第1項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
 - (5) 受注者に前号以外の不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、又は次に掲げる各号

のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第 4 号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 21 条 発注者は、前条第 1 項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 第 1 項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完

成したとすれば取得しえたであろう利益を合算した金額とする。

(受注者の解除権)

第 22 条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第 2 項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 23 条 発注者は、本契約が解除された場合においては、業務の出来高部分のうち、検査に合格したものについては、引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来高部分に相応する発注済金額を支払わなければならない。

(成果品の取扱い)

第 24 条 受注者が作成した成果品の所有権は、第 10 条第 2 項に定める検査合格の時に、受注者から発注者に移転する。

2 成果品の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第 10 条第 2 項に定める検査合格の時に受注者から発注者に譲渡されたものとし、著作権が受注者から発注者に譲渡された部分の利用又は改変については、受注者は発注者に対して著作者人格権を一切行使しないものとする。また、成果品のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。

3 前項の規定は、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項又は第 22 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合についても、これを準用する。

(秘密の保持)

第 25 条 受注者（第 3 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
- (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
- (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
- (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したものの
- (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
- (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
- (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

2 受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又

は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

- 3 受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（情報セキュリティ）

第 26 条 受注者は、発注者が定めるサイバーセキュリティ対策に関する規程（平成 29 年規程（情）第 14 号）及びサイバーセキュリティ対策実施細則（平成 29 年細則（情）第 11 号）を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

（個人情報保護）

第 27 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- （1）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。
 - イ 保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
 - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- （2）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
- （3）保有個人情報の管理責任者を定めること。
- （4）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成17年細則（総）第11号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

- (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
 - (7) 受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(海外での安全対策)

- 第28条 成果品を完成させるため海外での業務が必要な場合、受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。
- 2 前項の規定を踏まえ、受注者は、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。
- (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務（航空券及び日当・宿泊料の支給）を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りではない。
 - ・ 死亡・後遺障害 3,000万円（以上）
 - ・ 治療・救援費用 5,000万円（以上）
 - (2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
 - (3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
 - (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（「JICA 安全対策研修・実技訓練について」）上で提供する渡航者向け安全対策研修（新WEB版）を業務従事者等に受講させる。
 - (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同

で又は受注者に代わって、受注者の業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

(契約の公表)

第 29 条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

(1) 前項第 1 号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

(2) 受注者の直近 3 カ年の財務諸表における発注者との間の取引高

(3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

4 受注者が「独立行政法人会計基準」第 14 章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 14 章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(合意管轄)

第 30 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法)

第 31 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 32 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

20●●年●●月●●日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 ○○ ○○

受注者

[附属書 I]

業務仕様書

契約の管理について

1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第 5 条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第 6 条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構調達・派遣業務部契約第三課長の職にある者（以下、「契約第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。

ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件を満たす場合に限り実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
 - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
 - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
 - ・ 主要な業務従事者（技術評価の対象となった者）の変更
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約第三課長の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
 - ・ 支払計画の変更
 - ・ 再委託先の決定・変更
- (3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にかかると業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかると変更、また個別事例にかかると対応については、監督職員、業務責任者及び契約第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

ⁱ 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。

(契約の変更)

第 25 条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

- (1) 契約の同一性が確保されること。
 - (2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。
- 2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

[附属書Ⅱ]

契約単価表

単価は消費税抜き、請求・支払時に消費税を加算する。